

西淀川区社会福祉協議会 共同募金配分金助成事業 実施要項



令和5年度 西淀川区社会福祉協議会共同募金配分金助成事業 助成先の募集について

大阪市西淀川区社会福祉協議会は、区内において誰もが安心して安全に暮らせるまちづくりを目指しています。地域福祉の推進活動及び地域における様々な交流活動を、実施する団体などの事業に対し助成を行います。それにより、充実した事業実施ができるよう支援し、地域福祉の推進・地域の活性化を図ることを目的に、「共同募金配分金助成事業」を実施します。

区内で活動しているボランティアグループ、NPO 法人、自治会、団体などを対象に助成先を募集します。

- 1 払出対象 ◇区内の5人以上で構成されたボランティアグループ、NPO 法人、自治会、団体が実施している事業
※原則 1 団体 1 事業とします。
◇区内で活動実績があること
※ただし、次のいずれかに該当する場合は対象外となります。
 - ・宗教活動や政治活動を目的とするものやその管理下にあるもの
 - ・営利を目的とするもの
 - ・法令や公序良俗に反する活動を行っているもの
 - ・暴力団もしくはその構成員の統制下にあるもの
- 2 対象となる活動 ◇広く区民に開かれた次の事業（団体に対する助成ではありません）
 - ・高齢者に関する事業
 - ・障がい者・児に関する事業
 - ・児童・青少年に関する事業
 - ・住民全般に関する事業
 - ・その他（西淀川区の地域福祉推進、発展、啓発が期待される事業）
- 3 払出額 1件30,000円を上限とする（10件まで総額300,000円）。
- 4 申込期間 令和5年6月26日（月）～7月14日（金）必着
- 5 申込方法 ①申請書（様式1）、②事業計画・事業予算（様式1-2）、③会則または規約、④役員名簿、⑤事業の内容がわかる資料を添付し、西淀川区社会福祉協議会窓口までご持参ください。
- 6 選考方法 申請書類に基づき、西淀川区社会福祉協議会で審査し、決定します。
なお、助成されない場合もありますので、あらかじめご了承ください。
- 7 決定通知 ◇結果については、交付決定通知書（様式2）で通知します。
（7月下旬予定）

- ◇決定通知後の手続きのおおまかな流れ
 - ・「請求書（様式3）」と、通帳のコピーの提出
 - ・7月下旬～8月上旬に振込予定
 - ・事業完了後30日以内に「事業完了報告書（様式4）」及び必要書類の提出
- ※詳しくは、助成決定団体にお知らせします。

8 留意事項

- ◇申請日以降に申請内容や役員などに変更がある場合は、すみやかに届出ください。また、正当な理由がなく、申請内容に虚偽があったときや不適切と判断した場合、返還いただく場合もありますので、ご注意ください。
- ◇助成金にかかる通帳及び書類などは、事業完了後5年間の保存をお願いします。
- ◇事業の実施にあたっては、共同募金配分金による地域福祉活動事業であること。そして、その用途について広く府民（寄付者）に周知・広報（事業を行う際に、貴会の案内書・パンフレット・ちらし等に明記するなど）を行ってください。

9 その他

この事業は共同募金配分金により実施しているものです。

《申し込み、問い合わせ先》

社会福祉法人 大阪市西淀川区社会福祉協議会
 〒555-0013 大阪市西淀川区千舟 2-7-7
 電話番号：06-6478-2941 FAX：06-6478-2945
 担当：地域支援担当（長谷川大陽）



～共同募金配分金事業の周知の方法について～

次の内容を参考に周知を行ってください。

○講演会、交流会、研修会、イベント開催時の看板、横断幕などに明記する。

（例）

赤い羽根共同募金配分金による事業
 ○○○○○○講演会

○案内文、パンフレット、ちらしに明記する。

- （例）
- ・この事業は、共同募金配分金により実施（作成）するものです。
 - ・この事業の一部は、共同募金配分金を活用し実施しています。

○共同募金のイラスト・カットもご活用ください。（データが必要な方は区社協までお問合せください。）

